税南第１２９５号

平成２７年９月８日

自治労大阪府職員労働組合税務支部大阪分会

分会長 　永　石　　亨　様

大阪府なにわ南府税事務所長

鎌　倉　　功

平成２８年度予算編成等に向けた職場環境整備等の要求について（回答）

平成２７年８月１４日付けで貴分会から要求のあった事項について、下記のとおり回答します。

記

１　冷暖房・空調について

（１）冷暖房の運転期間については、日程にとらわれず、気温・湿度に適した弾力的な運転を実行すること。

（２）空気の清浄性が保たれるように定期的な点検を行うこと。

（３）勤務時間中は冷暖房運転を行うとともに、時間外勤務命令を発令する際には冷暖房の運転を行うこと。

（回答）

冷暖房設備の運転及び設備点検については、常に職員の健康管理に留意して行っているところであり、今後とも冷暖房設備等の良好な維持管理に努めてまいりたい。

２　職場の労働安全衛生の観点から執務室の保全・改善を行うこと。

（１）庁舎施設に係る耐震性の確保、震災等災害時の避難誘導等点検整備を怠らないこと。

（回答）

夕陽丘庁舎は耐震基準を満たしているが、震災や火災等に対し、常に危機管理意識を持って施設の整備確保や点検を行うとともに、入居者を対象とする消防訓練や緊急参集員等に対する防災研修を実施すること等により、誘導経路等について周知を図ってまいりたい。

（２）手洗いの勧奨、安全衛生の観点からトイレの手洗いをセンサー反応式に変更すること。

また、トイレを清潔に気持ちよく利用してもらえるように、清掃の徹底を行うこと。

（回答）

センサー反応式手洗いについては、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。

また、トイレ清掃については、年度当初に、丁寧な清掃を行うよう委託業者に要請している。

（３）１階調整課・２階執務室は狭い部屋に職員数が多いため通常より執務室温度が高い。それを配慮し空調設備を改修すること。できない場合は気温・湿度に適した弾力的な運転を行うこと。

（回答）

冷暖房運転・換気操作については、常に職員の健康管理に留意して行っているところであり、今後とも、冷暖房設備の良好な維持管理に努めてまいりたい。

空調設備の改修については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。